

販売従事登録申請 手続きについて



鳥取県
医療・保険課

●手続きの対象となる方

医薬品医療機器等法第36条の8第1項の規定に基づく**試験に合格した者等のうち、本県内において一般用医薬品の販売等の業務に従事しようとする者。**

(鳥取県以外で業務に従事する場合は、当該各都道府県にお問い合わせください。)

●必要となる書類

	必要な書類の名称	注意事項等
<input type="checkbox"/>	販売従事登録申請書(様式第86の2)	<ul style="list-style-type: none"> 「申請者の本籍地都道府県名」欄には、都道府県名のみ記載する。なお、日本国籍を有しない者にあつては、その国籍を記載する。 「申請者の欠格条項」欄について(1)欄から(7)欄までには、<u>当該事実がないときはそれぞれの欄に「なし」と記載し、あるときは(1)、(2)欄にあつてはその理由及び年月日、(3)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった場合はその年月目を、(4)欄にあつてはその違反の事実及び年月目を、(5)～(7)欄にあつては「ある」と記載する。</u> 「申請者住所」は、番地、号に至るまで省略せず、又、通称の地名等でなく登記上の地名を正確に記載する。
<input type="checkbox"/>	(登録販売者試験に合格した方) 登録販売者試験に合格したことを証する書類 (薬種商販売業の方) 薬種商販売業の許可を受けている又は受けていたことを証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> 合格証明書原本を提出すること 店舗を管轄する自治体が発行した許可証の写し
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書(ただし、登録販売者試験の申請時から氏名又は本籍に変更があった場合は、戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書)	<ul style="list-style-type: none"> 発行から6ヶ月以内の、原本を提出すること。 外国籍の方は「住民票の写し」(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したもの)又は「住民票記載事項証明書」(同法第7条第1号から第3号までに掲げる事項及び同法第30条の45に規定する国籍等を記載したもの)を提出してください。
<input type="checkbox"/>	雇用証明	<ul style="list-style-type: none"> 申請者が薬局開設者または医薬品の販売業者でない場合は、雇用契約書の写し(原本証明されたもの)又は使用関係を証する書類を提出すること。 使用関係を証する書類は、<u>発行から1ヶ月以内の、原本を提出すること。</u>
<input type="checkbox"/>	手数料 7,200円	<ul style="list-style-type: none"> 裏面「手数料納付方法」に従い納付してください。
※	(右記に該当する方のみ) 医師の診断書	<ul style="list-style-type: none"> 販売従事登録申請書「<u>申請書の欠格条項(6)</u>」欄に<u>該当するおそれがある方のみ提出が必要。</u> 診断日から3ヶ月以内の、原本を提出すること。

※上記の申請書・添付書類を各1部ずつ提出すること。

●提出・問合せ窓口

下記のうち、主たる勤務地を管轄する保健所が提出・問合せ窓口となります

東部地区	中部地区	西部地区
鳥取市保健所保健医療課 〒680-0845 鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎 電話：0857-30-8531	中部総合事務所倉吉保健所 医薬・感染症対策課 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 電話：0858-23-3144	西部総合事務所米子保健所 医薬・感染症対策課 〒683-0802 米子市東福原1丁目1-45 電話：0859-31-9316

●その他留意事項

①一都道府県のみでの登録

販売従事登録は、複数の都道府県での登録は認められません。最初に一般用医薬品の販売に従事する都道府県で登録することを標準とし、販売従事登録を行った都道府県以外の都道府県において、一般用医薬品の販売等に従事する場合には、初めに登録した都道府県の登録証を使用してください（登録を受け直す必要はありません）。

②販売従事登録証の記載文字

販売従事登録証に記載する氏名等の文字は、電算処理可能な文字（JIS 第一、第二水準）とします。したがって、旧字体の場合等は戸籍記載の文字と登録証記載の文字とが異なる場合があります。

③登録後の手続き

① 販売従事登録の変更

都道府県の登録販売者名簿の記載事項に変更があった場合（氏名や本籍都道府県の変更）は、登録した都道府県へ名簿登録事項の変更を届け出る必要がありますので、変更があった日から 30 日以内 に手続きを行ってください。

また、このとき、あわせて販売従事登録証の書換え交付申請を行うことにより、登録証の書換えを行うことができます。

② 販売従事登録証の再交付

販売従事登録証を紛失したり汚損したりした場合は、登録証の再交付申請を行うことができます。

③ 販売従事登録の消除

販売従事登録後、一般用医薬品の販売等に従事しようとしなくなった場合（他の業務に従事する場合や、死亡した場合等）は、登録消除の申請が必要となりますので、30 日以内 に手続きを行ってください。（死亡や失踪の場合は、法定届出義務者が手続きを行ってください。）

●手数料納付方法

あらかじめ下記のいずれかの納付窓口で、**申請書に印刷されているバーコードを利用して手数料（7,200 円）を支払い、納付窓口で発行されるレシートの「控 1」を申請書の裏面に貼り付けて提出**してください。

※申請書に印刷されているバーコードがないと支払いの手続きができないので、必ず申請書を持参すること。

東部地区	中部地区	西部地区
鳥取県庁本庁舎 地下 1 階 売店 〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 番地 ※提出窓口とは異なる場所ですので、 ご注意ください	中部総合事務所 別館 1 階 倉吉食品衛生協会 〒682-0802 倉吉市東巖城町 2	西部総合事務所 本館 3 階 米子食品衛生協会 〒683-0802 米子市鞆町 1 丁目 160 ※提出窓口とは異なる場所ですので、 ご注意ください

※上記の方法による納付が困難な場合は、提出窓口にご相談ください。

●申請書様式

各手続きに必要な様式は、医療・保険課のホームページに掲載しております。

医療・保険課ホームページ：<https://www.pref.tottori.lg.jp/93516.htm>

